

特色ある共同利用・共同研究拠点 に関する今後の進め方について

平成25年12月3日

文部科学省研究振興局学術機関課

平成26年度からの「特色ある共同利用・共同研究拠点」の認定等について

〔経緯〕

平成25年度からの共同利用・共同研究拠点の認定に関する公募を開始し、新たに認定を希望する大学(研究所)が申請。また、平成24年度までに共同利用・共同研究拠点の認定が終了する拠点が再認定を申請。

新規大学からの申請については、書面審議・ヒアリング審議を実施し、その可否を判断。また、再認定の申請については、事後評価結果を参考としつつ、その可否を判断することとして、ヒアリング審議を省略。

審議結果については、共同利用・共同研究拠点に関する作業部会に報告。

〔平成26年度からの審議等〕

平成26年度の「公募」については、公私立大学が設置しようとする「特色ある共同利用・共同研究拠点」のみとし、国立大学の公募は予定していない。

申請に関しては、新規大学のほか、平成25年度までに認定が終了する拠点から再認定の申請が考えられる。

審議については、前年度に引き続き、専門委員会が定めた審議基準等に基づく書面審議、ヒアリング審議を実施する。その際、再認定の審議については、事後評価結果を参考とし、ヒアリング審議を省略することができることとする。

〔推進委員会〕

新規に認定しようとする特色ある共同利用・共同研究拠点に対する「スタートアップ支援」に関する審議(書面審議)を同時並行的に実施。(平成26年度概算要求資料を参照)

平成25年度までに認定が終了する2拠点に対する「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」の事後評価を実施。事後評価結果については、ホームページにて公開。

(参考)平成24年度事後評価結果 http://www.mext.go.jp/a_menu/kyoten/1332226.htm

特色ある共同利用・共同研究拠点採択拠点一覧(平成25年度) (1/2)

【平成21年度採択拠点一覧】

平成25年度で認定が終了する拠点

大学名	拠点名	拠点代表者	研究分野	拠点の概要
神奈川大学	国際常民文化研究拠点	佐野 賢治	文化人類学・民俗学	国家や民族の枠組みを超え、いずれの社会においても大多数を占める庶民層を「常民」として概念化し、等身大の生活文化を総合的に調査・研究・分析する方法論を確立し、多文化共生社会といわれる現代社会にあつて、真の国際理解・異文化理解に資することを目的とする。本拠点では、これまで蓄積してきた史資料とデータベースを研究者コミュニティに公開・共有化するとともに、拠点が設定した研究課題における公募による共同研究を実施し、新たな研究領域や研究視角の展望が具体的に構想できる学際的、国際的な共同研究拠点を確立する。
東京理科大学	火災安全科学研究拠点	辻本 誠	建築学、建築防火	都市化に伴う新空間(超高層、地下)および工業化・省エネルギー化に伴う新材料(主にアルミ、プラスチック等)の利用に伴って増大する火災の潜在リスクの抑制に資することを目的とし、本格的でかつ大学機関唯一の実大実験施設を共同利用することで、国内外の火災科学に関係する知を結集し、技術研究の進展を推進する。また、多分野横断型の火災科学“理論”と大型実験施設による“実践”的対応を中心とした研究を実施することで、火災被害損失の低減に大きく寄与することを目指す。
早稲田大学	演劇映像学連携研究拠点	竹本 幹夫	人文学、芸術学、芸術学・芸術史	学外演劇研究者・演劇研究諸機関と共同し、演劇及び映像をテーマとして、21世紀COEプログラム等による研究実績、豊富な学術資料やデータベースの一層の社会還元と有効活用、開放的な研究交流による演劇映像研究の世界的レベルでの発展を目指す。本拠点では、拠点から提案したテーマに関する学外諸機関と連携した共同研究、研究資源の有効活用を前提とする共同研究の公募と研究の場の提供とともに、研究資源の充実と演劇現場との連携を推進する。

【平成25年度採択拠点一覧】

再認定

大学名	拠点名	拠点代表者	研究分野	拠点の概要
大阪商業大学	日本版総合的社会調査共同研究拠点	岩井 紀子	社会学	国内外の研究機関の研究者から広く研究課題を公募し、調査の設計段階から関わる「設問公募研究」、データ分析段階から関わる「分析公募研究」、公開データを分析する「公開データ利用研究」の3種類の共同研究課題を支援し、採択した研究課題を集約した総合的社会調査JGSS(Japanese General Social Surveys)の実施とそのデータを分析する機会の提供、公開データの整備と共同研究の支援環境の整備により、日本社会の現状と変容、および東アジアにおける日本社会の位置づけを明らかにすることを目指す。
関西大学	ソシオネットワーク戦略研究拠点	松下 敬一郎	経済政策	高度情報通信技術を活用した総合的政策研究を行い、世界が直面している社会的課題解決のための学術的基盤形成を目的として、本拠点に研究蓄積のある金融政策、国民年金政策、情報通信政策に関するデータ収集、解析、及びシミュレーションに基づく政策研究を推進する指定研究ユニットを設置するとともに、大学等の研究者への公募により複数の公募研究ユニットを開設することにより、社会ミクロ・データ及び政策分析ソフトウェアを研究者に公開して、新しい社会科学の展開を目指す。
文化学園大学	服飾文化共同研究拠点	濱田 勝宏	生活科学(服飾文化)	人文学・社会科学はもとより、素材から服づくりにわたる広い分野が関わっている服飾文化の共同研究拠点の形成のため、文化女子大学がこれまでの教育・研究の中で収集・整理してきた学術雑誌・図書、映像資料並びに服飾資料の共同研究への提供、共同研究スペースの提供等により共同利用を推進する。また、これらの研究リソースのデータベース化、全国の研究機関との協力により服飾文化の共同研究を促進するとともに、世界に向けて服飾文化の研究成果を発信し、我が国の服飾文化の振興を図る。
早稲田大学	イスラーム地域研究拠点	桜井 啓子	地域研究	現代問題への歴史的なアプローチと地域間比較の手法を活用することで、イスラームとイスラーム文明に関する実証的な知の体系を築くことを目的とし、本拠点ではそれぞれ特色を持った共同研究活動、学術資料の収集、データベースの公開などを行うとともに、公募研究により新たな研究課題を開拓し、より多くの研究者が共同研究に参加できる共同研究活動の拠点を構築する。

特色ある共同利用・共同研究拠点採択拠点一覧(平成25年度) (2/2)

【平成25年度採択拠点一覧】

新規認定

大学名	拠点名	拠点代表者	研究分野	拠点の概要
和歌山県立医科大学	障害者スポーツ医科学研究拠点	古川 福実	疫学・予防医学	我が国の障害者スポーツにおける技能向上のための医科学分析・評価の研究分野の中心的な役割を担っていくことを目的とし、多くの最先端医科学検査・測定機器や診療所機能を活用した共同研究を推進する。また、障害者スポーツ医科学への貢献にとどまらず、予防医学、抗加齢学、リハビリテーション医学等の関連研究領域を発展させる。
愛知大学	越境地域政策研究拠点	戸田 敏行	社会システム工学・安全システム	従来の地域政策で対応されなかった県境地域・国境地域など行政境界を跨ぐ越境地域政策の科学的な確立を目的とし、政策手法を構築する越境地域計画コア、政策情報を形成する越境情報プラットフォームコア、計量的予測に関する越境地域モデルコアでの共同研究を実施し、各越境地域における地域データ整備から将来予測、地域政策合意に至る総合的な越境地域政策研究を促進する。
京都造形芸術大学	舞台芸術作品の創造・受容のための領域横断的・実践的研究拠点	渡邊 守章	舞台芸術	「舞台芸術作品の創造と受容のプロセス」を探究するという新しい視点の一層の普及を実現することによって、これまで概して文献学的研究にとどまりがちだった日本の演劇学、舞踊学等の舞台芸術関連の研究分野に対して、新たな発展に寄与する「方法論的変革」とその具体的実践をもたらすことを目的とし、舞台芸術一般の学術研究において、舞台芸術作品の創造・受容の多様なプロセスを、「劇場を用いた研究」という手法を通じて実践的に探究する。
東京工芸大学	風工学研究拠点	大場 正昭	風工学、建築環境・設備、建築構造、都市計画	台風や竜巻等による強風災害の低減、自然通風の利用による省エネルギー化と快適性の向上、都市のヒートアイランド・空気汚染対策等に係る共同利用・共同研究を推進することを目的とし、大型境界層風洞、温度成層風洞、アクティブ制御マルチファン人工気候室、竜巻状気流発生装置、外装材耐風圧性能試験機などの特色ある研究施設や1000ケースを超える空力データベース、風災害データベースを活用することにより、我が国の風工学と関連学術分野の基盤強化と新たな発展、人材育成に貢献する。
東京農業大学	生物資源ゲノム解析拠点	矢嶋 俊介	生物資源ゲノム解析	国内最高性能を誇る次世代シーケンサーを用いて、微生物から植物、高等動物に至るまで、生物の網羅的遺伝子解析に関わる共同利用・共同研究を推進することを目的とし、モデル生物のみならず、農学分野等において重要となる非モデル生物の解析にも取り組み、育種などその有用資源の活用及び当該分野の研究を担う人材育成にも貢献する。
法政大学	能楽の国際・学際的研究拠点	山中 玲子	能楽	国内外の研究者と共同して、能楽に関する豊富な文献資料に基づく実証的研究を進めるとともに、総合芸術としての能楽に対応した多様な視点による新たな研究の創造、国際的研究のための方法論の共有を目的とし、能楽関連資料の公開や研究支援を推進することにより、国際・学際的視野による能楽研究を確立する。

平成26年度概算要求について

特色ある共同研究拠点の整備の推進事業

平成26年度概算要求額 : 321百万円
(平成25年度予算額) : 321百万円

背景・課題

- 平成20年7月、学校教育法施行規則の改正により、国公立大学の研究所等を文部科学大臣が共同利用・共同研究拠点として認定する制度が創設された。同制度は、研究所等が有する優れた学術資料・データ・研究設備を研究者が共同で活用することを通じて、我が国全体の学術研究の発展を図るものである。
- 現在までに認定された拠点は、国立大学77拠点に対し、私立大学12拠点、公立大学1拠点となっている。これまで、「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」において、論文数の増加などの成果を挙げているものの、法人化以前から全国共同利用型の研究所を整備してきた国立大学と比べて、公私立大学への拠点制度の定着は不十分な状況である。
- 一方で、公私立大学を中心に、共同利用・共同研究拠点として認定を受けていない、建学の精神に基づく特色ある研究所、グローバルCOEや科研費等で高い評価を得ている研究所、震災の復興に資する研究を行う研究所などが多数存在しており、これらのポテンシャルを大学の枠を越えて広く活用することが喫緊の課題となっている。
- また、平成25年6月に閣議決定された「教育振興基本計画」において、「私立大学等の施設について、各大学の建学の精神や特色を生かした教育研究、地域に根差した教育研究及び経営戦略に基づく研究拠点の形成等教育研究の充実・活性化に資する整備を推進することが必要である。」とされている。

目 的

- 従来にない特色のある研究分野を対象とし、研究ポテンシャルのある研究所を学外の研究者の共同利用・共同研究に活用することを通じて、研究分野全体の研究水準の向上と異分野融合による新たな学問領域の創出を図り、我が国の学術研究の発展を図る。

事業概要

- 大臣認定を受けた共同利用・共同研究拠点を対象に、スタートアップのための初期投資について支援（3年間）することとし、共同利用・共同研究拠点の量的・質的拡充を図る。
(今後6年間で20拠点を支援予定)
- 具体的には、共同利用・共同研究の経費（旅費、研究費）、学術資料や研究設備の整備費、拠点としての体制整備（情報提供、高度な専門能力を持った人材の確保）に要する費用等を支援する。

支援対象機関 : 国公立大学附置の研究所、研究施設(センター)等で公私立大学に中心拠点を置いて共同利用・共同研究を推進するもののうち、新たに大臣認定を受ける共同利用・共同研究拠点 ※運営費交付金の交付を受けている研究施設は対象外

採択拠点数 : 新規3拠点 及び 継続6拠点

支援額 : 321百万円

支援期間 : 3年間

年次計画 : 平成28年度までに、累計で20拠点を整備。

【支援拠点数の推移】

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
H21拠点(参考)	(2)					
H25採択(6)	6	6	6			
H26採択(3)		3	3	3		
H27採択(6)			6	6	6	
H28採択(5)				5	5	5
支援額合計	3.2	3.2	5.1	4.8	3.3	1.4
拠点数(累計)	6	9	15	20	20	20

※ 今後6年間で20拠点の支援を目指す

特色ある共同利用・共同研究拠点に関するスケジュール(案)

	＜専門委員会＞	＜推進委員会＞	
	平成26年度新規拠点の認定	平成26年度スタートアップ支援の採択	特色事業の事後評価
12月	3日：第7期-第3回専門委員会 ・公募及び審議関係書類の確定 9日 公募開始 事前相談受付開始	3日：推進委員会 ・公募及び審議関係書類の確定 9日 公募開始	3日：推進委員会 ・評価要項及び評価関係書類の確定 9日 事後評価報告書提出依頼
1月	10日 事前相談受付終了 14日～17日 申請書受付期間	14日～17日 申請書受付期間	中旬 事後評価報告書提出期限
2月	【書面審議】 中～下旬：専門委員会 ・書面による審議（合議） ・ヒアリング審議候補決定	【書面審議】	中～下旬：推進委員会 ・ヒアリング、合議評価
3月	中～下旬：専門委員会 ・ヒアリング審議、合議審議	中～下旬：推進委員会（合議）	中～下旬 事後評価結果の通知・公表

(参考)

共同利用・共同研究拠点制度の概要

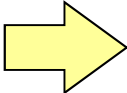
国公立大学を通じた共同利用・共同研究拠点制度の概要

創設の趣旨等

- 個々の大学の枠を越えて、大型の研究設備や大量の資料・データ等を全国の研究者が共同で利用したり、共同研究を行う「共同利用・共同研究」のシステムは、我が国の学術研究の発展にこれまで大きく貢献。
- こうした共同利用・共同研究は、従来、国立大学の全国共同利用型の附置研究所や研究センター、大学共同利用機関等を中心に推進されてきたが、我が国全体の学術研究の更なる発展を図るには、国公立大学を問わず大学の研究ポテンシャルを活用して、研究者が共同で研究を行う体制を整備することが重要。
- このため、平成20年7月に、学校教育法施行規則の改正等により、国公立大学を通じたシステムとして、新たに文部科学大臣が大学の附置研究所等を共同研究の拠点として認定する制度（共同利用・共同研究拠点）を創設。

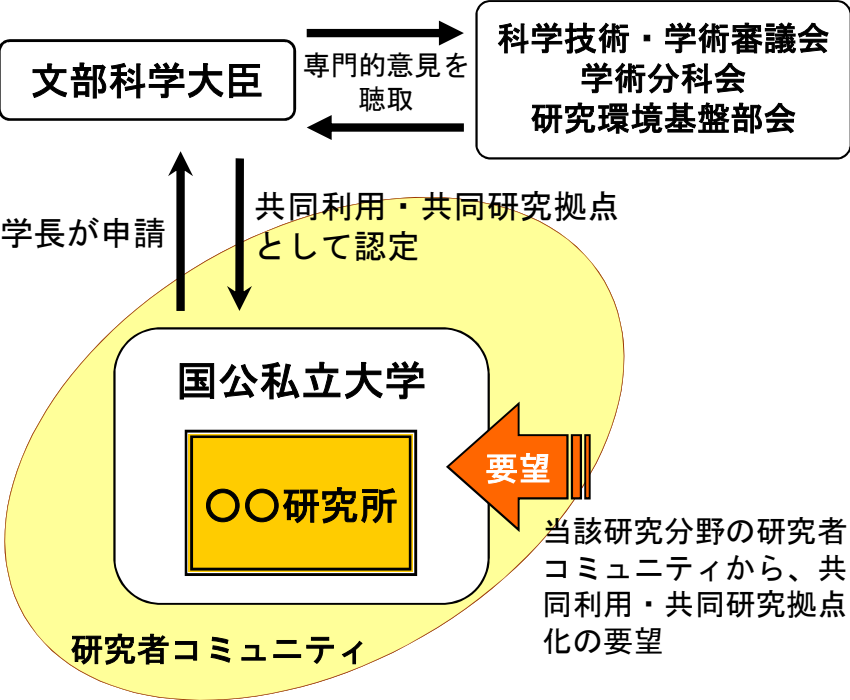
※学校教育法施行規則第143条の3
※共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程（平成20年文部科学省告示第133号）

本制度の創設



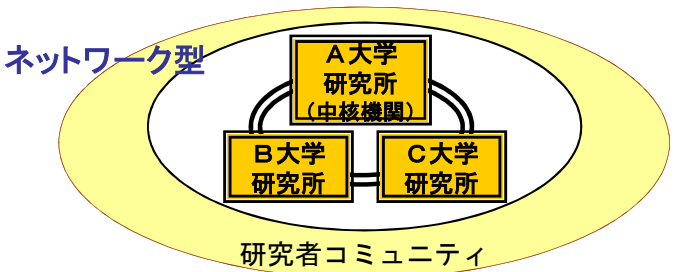
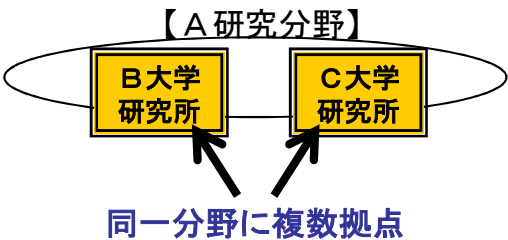
我が国の学術研究の基盤強化と新たな学術研究の展開

制度の概念図



制度の特徴

- ・国立大学の全国共同利用型の附置研究所等において行われてきた共同研究のシステムを、公私立大学にも拡大。
- ・これまで全国共同利用型の附置研究所等は、一分野につき一拠点の設置を原則としてきたが、分野の特性に応じて複数設置することも可能に。
- ・従来の全国共同利用型の附置研究所等は、単独の組織単位で認められてきたが、複数の研究所から構成されるネットワーク型の拠点形成も可能に。
- ・学校教育法施行規則第143条の3において、拠点の制度的位置付けを明確化。



学校教育法施行規則における位置付け

学校教育法施行規則（平成20年7月31日 文部科学省令第22号）（抄）

第百四十三条の三 大学には、学校教育法第九十六条の規定により大学に附置される研究施設として、大学の教員その他の者で当該研究施設の目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者に利用させるものを置くことができる。

2 前項の研究施設のうち学術研究の発展に特に資するものは、共同利用・共同研究拠点として文部科学大臣の認定を受けることができる。

（参考）学校教育法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）

第九十六条 大学には、研究所その他の研究施設を附置することができる。

※共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程（文部科学省告示第133号）を、学校教育法施行規則と同日付で公布・施行。

※第百四十三条の二には、教育関係共同利用拠点に関する規程が設けられている。

共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程(1／2)

共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程

平成二十年七月三十一日 文部科学省告示第百三十三号

(趣旨)

第一条 学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第百四十三条の三第二項の規定に基づく共同利用・共同研究拠点の認定その他の共同利用・共同研究拠点に関する事項については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 申請施設 共同利用・共同研究拠点の認定を受けようとする研究施設をいう。
- 二 関連研究者 研究施設を置く大学の職員以外の者で、当該研究施設の目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者をいう。
- 三 共同利用・共同研究 大学に置かれた研究施設を利用して行われる研究であって、募集により関連研究者が参加して行われるものをいう。

(認定の基準)

第三条 規則第百四十三条の三第二項に規定する共同利用・共同研究拠点（以下「拠点」という。）の認定の基準は次のとおりとする。

- 一 申請施設が、大学の学則その他これに準ずるものに記載されていること。
- 二 申請施設が、研究実績、研究水準、研究環境等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野における中核的な研究施設であると認められること。
- 三 共同利用・共同研究に必要な施設、設備及び資料等を備えていること。
- 四 共同利用・共同研究の実施に関する重要事項であって、申請施設の長が必要と認めるものについて、当該申請施設の長の諮問に応じる機関として、次に掲げる委員で組織する運営委員会等を置き、イの委員の数が運営委員会等の委員の総数の二分の一以下であること。
 - イ 当該申請施設の職員
 - ロ 関連研究者
 - ハ その他当該申請施設の長が必要と認める者
- 五 共同利用・共同研究の課題等を広く全国の関連研究者から募集し、関連研究者その他の申請施設の職員以外の者の委員の数が委員の総数の二分の一以上である組織の議を経て採択を行っていること。
- 六 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うために必要な体制を整備していること。
- 七 全国の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備及び資料等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供を広く行っていること。
- 八 共同利用・共同研究に多数の関連研究者が参加することが見込まれること。
- 九 多数の関連研究者から申請施設を拠点として認定するよう要請があること。

共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程(2/2)

(認定の申請)

第四条 申請施設を置く大学の学長は、申請書に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

- 一 拠点の認定を受ける趣旨及び必要性を説明する書類
- 二 学則その他これに準ずるもので申請施設の設置を記載しているものの写し
- 三 申請施設の名称、目的、所在地その他の概要を説明する書類
- 四 申請施設の施設、設備及び資料等の状況を説明する書類
- 五 運営委員会等の規則の写し及び名簿
- 六 共同利用・共同研究の募集及び採択の方法を説明する書類
- 七 共同利用・共同研究に参加する関連研究者への支援の体制を説明する書類
- 八 関連研究者に対する情報提供の内容及び方法を説明する書類
- 九 関連研究者からの申請施設を拠点として認定すべき旨の要請を証する書類
- 十 その他第三条に規定する基準に適合することを説明する書類

(認定の手続)

第五条 文部科学大臣は、前条の申請があった場合には、当該申請に係る認定をするかどうかを決定し、当該申請をした大学の学長に対し、速やかにその結果を通知するものとする。

2 文部科学大臣は、前項の認定を行う場合において、その有効期間を定めるものとする。

(変更及び廃止等の届出)

第六条 拠点の認定を受けた研究施設を置く大学の学長（以下「学長」という。）は、次に掲げる場合には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出るものとする。

- 一 当該研究施設の名称、目的又は所在地を変更しようとするとき。
- 二 運営委員会等の規則を変更しようとするとき。
- 三 当該研究施設を廃止しようとするとき。
- 四 当該研究施設を共同利用・共同研究の用に供することをやめようとするとき。

(文部科学大臣への報告等)

第七条 学長は、毎年度、当該年度における共同利用・共同研究の実施計画を定め、当該年度の開始前に、文部科学大臣に提出するものとする。

2 学長は、毎年度終了後三月以内に、当該年度における共同利用・共同研究の実施状況を取りまとめ、文部科学大臣に提出するものとする。

(認定の取消し)

第八条 文部科学大臣は、拠点が第三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、認定を取り消すことができる。

(認定等の公表)

第九条 文部科学大臣は、拠点の認定をし、若しくはこれを取り消し、又は第六条第三号の届出を受けたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公表するものとする。

附 則

この告示は、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第二十二号）の施行の日から実施する。

共同利用・共同研究拠点の一覧（平成25年4月現在）

国立大学29大学77拠点89研究機関

（国立大学の旧政令研究施設60のうち、51研究施設が拠点）

- 北海道大学
低温科学研究所
電子科学研究所○
遺伝子病制御研究所
- 東北大学
金属材料研究所
加齢医学研究所
流体科学研究所
電気通信研究所
多元物質科学研究所○
- 群馬大学
生体調節研究所
- 東京大学
医科学研究所
地震研究所
東洋文化研究所附属
東洋学研究情報センター
社会科学研究所附属
社会調査・データ・アーカイブ
研究センター
史料編纂所
宇宙線研究所
物性研究所
大気海洋研究所
- 東京医科歯科大学
難治疾患研究所
- 東京外国語大学
アジア・アフリカ言語文化研究所
- 東京工業大学
資源化学研究所○
応用セラミックス研究所
- 一橋大学
経済研究所
- 新潟大学
脳研究所
- 富山大学
和漢医薬学総合研究所
- 金沢大学
がん進展制御研究所
- 静岡大学
電子工学研究所
- 名古屋大学
太陽地球環境研究所
- 京都大学
化学研究所
人文科学研究所
再生医科学研究所
エネルギー理工学研究所
生存圏研究所
防災研究所
基礎物理学研究所
ウイルス研究所
経済研究所
数理解析研究所
原子炉実験所
霊長類研究所
東南アジア研究所
- 大阪大学
微生物病研究所
産業科学研究所○
蛋白質研究所
社会経済研究所
接合科学研究所

ネットワーク型拠点
物質・デバイス領域共同研究拠点
>「○」の付いた5研究所
学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点
>「◇」の付いた8情報基盤センター
海洋生物学研究共同推進拠点
>「△」の付いた2研究センター

- 岡山大学
資源植物科学研究所
- 広島大学
原爆放射線医科学研究所
- 九州大学
生体防御医学研究所
応用力学研究所
先端物質化学研究所○
- 長崎大学
熱帯医学研究所

（国立大学法人化以降に設置された研究施設）

- 九州大学
マス・フォア・インダストリ研究所

私立大学11大学12拠点12研究機関

- 東京理科大学
総合研究機構火災科学研究所
- 東京工業大学
風工学研究センター☆
- 東京農業大学
生物資源ゲノム解析センター☆
- 文化学園大学
文化ファッション研究機構
- 早稲田大学
イスラム地域研究機構
坪内博士記念演劇博物館☆
- 法政大学
野上記念法政大学能楽研究所☆
- 神奈川大学
日本常民文化研究所☆
- 愛知大学
三遠南信地域連携研究センター☆
- 京都造形芸術大学
舞台芸術研究センター☆
- 大阪商業大学
JGSS研究センター
- 関西大学
ジオネットワーク戦略研究機構

（国立大学の旧省令研究施設362のうち、37研究施設が拠点）

- 北海道大学
触媒化学研究センター
スラブ研究センター
人獣共通感染症リサーチセンター
情報基盤センター◇
- 帯広畜産大学
原虫病研究センター
- 東北大学
電子光物理学研究センター
サイバーサイエンスセンター◇
- 筑波大学
計算科学研究センター
遺伝子実験センター
下田臨海実験センター△
- 千葉大学
環境リモートセンシング研究センター
真菌医学研究センター
- 東京大学
素粒子物理国際研究センター
空間情報科学研究センター
**海洋基礎生物学
研究推進センター△**
情報基盤センター◇
- 東京工業大学
学術国際情報センター◇
- 名古屋大学
地球水循環研究センター
情報基盤センター◇
- 京都大学
生態学研究センター
放射線生物研究センター
野生動物研究センター
地域研究総合情報センター
学術情報メディアセンター◇
- 大阪大学
核物理研究センター
レーザーエネルギー学研究センター
サイバーメディアセンター◇
- 鳥取大学
乾燥地研究センター
- 岡山大学
地球物質科学研究センター
- 広島大学
放射光科学研究センター
- 徳島大学
疾患酵素学研究センター
- 愛媛大学
地球深部ダイナミクス研究センター
- 高知大学
海洋コア総合研究センター
- 九州大学
情報基盤研究開発センター◇
- 佐賀大学
海洋エネルギー研究センター
- 熊本大学
発生医学研究所
- 琉球大学
熱帯生物圏研究センター

41大学90拠点（国立29大学77拠点、公私立12大学13拠点）

大学	分野	拠点数	大学	分野	拠点数
国立	理・工	36	公私立	理・工	2
	医・生	30		医・生	2
	人・社	11		人・社	9
計		77	計		13

公立大学1大学1拠点1研究機関

- 和歌山県立医科大学
みらい医療推進センター☆

「☆」の付いた8研究施設は、「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」により財政措置（平成25年度）

共同利用・共同研究拠点の認定に関する審議体制

